

(会ろ-12-B)

平成27年12月2日

地方裁判所事務局総務課長 殿

地方裁判所事務局会計(出納)課長 殿

司法研修所事務局経理課長 堤 亮子

第69期(平成27年度)司法修習に係る旅費の取扱いについて(事務連絡)

導入修習に参加するための旅費及び分野別実務修習に参加するための旅費(移転料を含む。)については、下記のとおりですので、よろしくお取り計らいください。  
なお、その他の旅費については、従前と変更ありません。

記

1 支給する旅費について

- (1) 採用内定時の住所又は居所から司法研修所までの旅行にかかる鉄道賃、船賃、航空賃、車賃(以下「交通費」という。)及び日当
- (2) 司法研修所から分野別実務修習のために配属された修習地(以下「配属修習地」という。)の地方裁判所(以下「実務修習庁」という。)までの旅行にかかる交通費及び日当(配属修習地が東京、立川、横浜、さいたま及び千葉の者を除く。)
- (3) 採用内定時の住所又は居所から実務修習庁までの移転料

2 旅費支給庁

司法修習生が配属された地方裁判所

3 旅費の支給について

交通費及び日当については、本事務連絡に定めるほか、国家公務員等の旅費に

関する法律等に準じて支給する。

#### 4 移転料について

司法修習生が分野別実務修習に参加するために住所又は居所を移転したときには、採用内定時の住所又は居所から配属修習地までの路程に応じた移転料を別表の定額により支給する。ただし、旅費法上の同一地域内で住所又は居所を移転した者に対しては支給しない。

#### 5 その他

旅費の支給方法等については、別添の「導入修習及び分野別実務修習に伴う招集旅費・移転料支給の留意点」及び「司法修習生に対する分野別実務修習参加のための移転料支給事務Q & A」のとおり